

那珂郡

〔塵袋^七〕一僧ノカスヲ何口ト云フハ、○中日向國古庚郡○湯郡トカクニ吐濃峯ト云フミネアリ、神オハス、吐乃大明神トゾ申ナル、○下

〔太宰管内志 日向^三〕那賀郡

延喜式に日向國那珂郡あり、倭名抄に日向國那珂中とあり、名義は、仲臣の居たりし處などにて負せたるか、仲臣は、姓氏錄に、神八井耳命之後也とあり、又古事記中卷に、神八井耳命者、阿蘇君筑紫三家連等之祖也、また阿蘇社記に、健磐龍命者、神武天皇第二之子、神八井耳命第六之御子也、なほとあるを思ふに由あるべし、又は姓の仲も、こほより起れりしに、又按ずるに、圖帳殘篇に、日向國那珂郡、古老傳云、大穴持命巡行此國、至此處、詔國之中、故云中郡ともあり、

宮崎郡

〔太宰管内志 日向^三〕宮崎郡

方位は輿地圖に依て按ずるに、南方は那珂郡となり、西は諸縣郡となり、北は兒湯諸縣の二郡となれり、かくて東方は輿地圖に兒湯那珂二郡の土地、いりめぐりたる如く、かけれど、おぼつかなし、こはなほよくかの國人にたづねてさだむべし、

〔續日本紀^{二十九} 稱德〕神護景雲二年九月辛巳、勅、○中又同月^{○七}十一日、得肥後國葦北郡人刑部廣瀬

女、日向國宮崎郡人大伴人益所、獻白龜赤眼、青馬白髮尾、並付所司、令勘圖謀、

諸縣郡

〔麿藩名勝考^二 日向〕諸縣郡、和名鈔、諸縣、牟良加多、日向、風土記曰、此郡、曩日、無郷村里之名、唯縣耳、有處、因云、諸縣、郷、十二、莊、三、今、一郡、所管、十九、郷、六十四、村、周匝、九十五、里、七町、十、半、間、

〔太宰管内志 日向^三〕諸縣郡

方位は輿地圖に因て按ずるに、東方は宮崎那珂の二郡となり、南方は海、又大隅國肝屬郡にいたり、西方は大隅國贈於郡、又桑原郡、又菱苅郡、又出水郡、又肥後國玖麻郡につらなり、北は玖麻郡より、當國兒湯郡にいたりて、南北三十里餘、東西ある處は十五六里、ある處は十里、又七八里ばかり